

Title	近世における堤外地利用の変遷：摂津国神崎川堤外地を対象に
Author(s)	片山, 早紀
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2014, 48, p. 1-28
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/56612">https://hdl.handle.net/11094/56612</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 近世における堤外地利用の変遷

— 摂津国神崎川堤外地を対象に —

片山 早紀

キーワード…堤防／堤外地／新田開発／神崎川／淀川水系

## はじめに

近世において積極的な農業利用・開発の対象となった土地の一つに、「堤外地」がある。堤外地とは、集落から見て堤防の外側、すなわち川岸や川中の土地を指す。堤防の外側には、上流から流れてきた土砂の堆積によって洲や島ができる場合があり、これらは堤外の「外島」「附洲」などと呼ばれた。人々が洲や島を新たな土地として認識すると、採草地として利用するほか、柴・葭などを生育して刈り取るための区域を設定したり、あるいは可能であれば田畑を開墾したりする場合もあった。

活用可能な土地が増えることは、村にとっても、そして年貢を徴収する領主にとっても歓迎すべき出来事である。しかしその一方で、新しい土地の出現がその帰属をめぐる争論を引き起こすこともしばしばであった。また治水の観点からは、洲や島が水の運行を妨げ洪水を招く危険性を考慮しなければならない。よって堤外地の利用・開発にあ

たつては、洪水の危険と土地から得られるだろう収益とを、常に天秤にかけて考えざるを得なかった。さらに、水量・水勢の変化とそれにもなう洪水被害の拡大が、直接開発に携わる川筋の村々だけでなく、内陸の村や対岸の村へも影響を及ぼしたことも忘れてはならないだろう。

本稿では、摂津国島下郡別府村（現大阪府摂津市）を対象に、近世畿内における堤外地の利用実態について明らかにすることを目的とする。

近世の別府村は、淀川の分流神崎川と、神崎川に別府村の北西角で合流する安威川という二本の川に挟まれた低湿地に位置しており（図1）、「旧高田領取調帳」の村高は八三七石余である。また領主の変遷は、明暦二年（一六五六）までは板倉重宗領、重宗が下総国関宿藩へ移ったのち寛文九年（一六六九）まで幕府領、その後は幕末まで旗本仙石氏領となっている。立地上水害が頻発する上、近隣村とは内水の排水をめぐって複雑な水利関係を形成してお

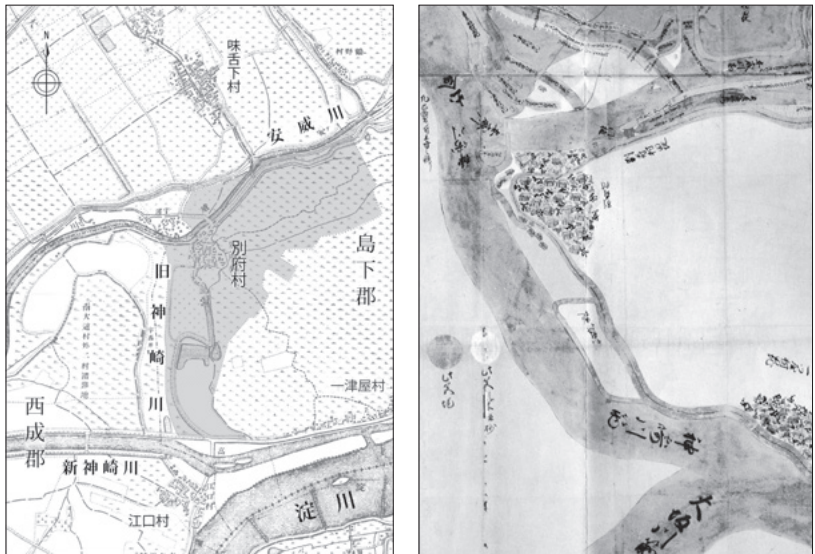


図1 別府村と淀川・神崎川・安威川の位置

左：明治18年測量、同20年製版大日本帝國陸地測量部作製二万分一地形図「吹田村」より作成  
 右：元禄4年（1691）12月〔淀川中流右岸川絵図〕（部分。摂津市所蔵）

り、用悪水の処理が常に重要な課題であった。

神崎川が付け替えられる明治十一年（一八七八）以前は、別府村の西面全体に堤防が築かれ、国役堤に指定されていた。ところが、堤防の描く曲線から想定される神崎川の流水幅と実際のそれとの間には、実はすでに一七世紀半ばの段階でかなりの乖離が生じている。堤防と流水の狭間にできた洲に早くから人の手が入り、田畑・葭場として活用されたことで、川幅が狭まっていたのである。この内葭場は、一七世紀後半に一度利用が規制されたのち、一八世紀半ばに「別府村新田」と呼ばれる新田が開かれるのだが、その開発過程は史料で段階的に追うことが可能である。幕末期に新田地主であった別府村庄屋の堤八作家が関係書類一式を引き継いだと見られ、同家由来の文書群からは別府村堤外地に関する多数の史料が発見された。<sup>(3)</sup> 特定の堤外地の変遷を長期的に観察できる貴重な事例である。

畿内における堤外地利用に関しては、一部自治体史等で触れられる程度で、まとまった研究成果はなかった。<sup>(4)</sup> 近年の村田路人氏の研究<sup>(5)</sup>によってようやく全体像が明らかになりつつあるが、同氏の分析の主眼は、無秩序な利用を制御せんとする幕府の治水政策に置かれている。本稿では、神崎川堤外地の利用実態の時期的変化を追っていくとともに、河川に面した地域社会の在り方について考察することを趣旨としたい。

## 一 神崎川「古国役堤」築造と近世初期の堤外地利用

明治十一年（一八七八）の改修工事による直川化まで、神崎川は、別府村の隣村一津屋村<sup>ひとつや</sup>の地先で淀川から分流し、別府村の西側を北上したあと、安威川と合流して大きく西へと湾曲する流路をとっていた。そのため、神崎川に面する別府村の西側全体に堤防が築かれていたのだが、この堤防には「古国役堤」と「新国役堤」の二種類が存在し



図2 別府村の国役堤

た。新古の呼び分けは各堤防の築造年代の差によるもので、特徴としては、新国役堤が古国役堤南半の外側に築造され、二重堤を形成している点が挙げられる（【図2】参照）。

「別府村外嶋堤出来之覚」<sup>(6)</sup>によれば、古国役堤は、慶長一五年（一六一〇）に大野治房の普請によって築かれた長さ五九一間の堤とある。築造当時はこの堤防近辺まで川水があったと考えて良いだろう。

ところが、神崎川が淀川から分かれる曲線の内側にあたる別府村側は、元来土砂の堆積しやすい場所で、特に分流口に近い南半には堤防の外側に広く洲が付いた（史料中の他の外島・附洲と区別するため、以降この洲を〈外島〉と呼称。位置は【図2】を参照のこと）。同時に北半にも、南半よりは少ないものの土砂が流入し、こちらは草木の生い茂る湿地になったと考えられる。

別府村の堤外地について記載された最も古い時期の史料としては、寛永六年（一六二九）の検地帳と同年の「板倉周防守様葭方御検地帳写」<sup>(7)</sup>がある。先述の通り、明暦二年（一六五六）まで別府村は板倉重宗領だった。

検地帳は、四冊組の内一冊が現存していないため、全ての地名を抽出することはできないのだが、例えば畑地の中に「ひらき」「しまのしり」の小字名が見受けられた。「ひらき」＝「平木」、「しまのしり」＝「島尻」と比定できるので、地図上での位置関係は【図2】の通りである。両者ともに古国役堤の外に位置しているにもかかわらず、本田畑として高が付けられていたことになる。これは、当時すでに堤外で本格的な農業生産が行われていたことを示す。少し時期は下るが、承応二年（一六五三）五月二四日の「川嶋田畑帳」<sup>(9)</sup>では、田畑合計一五一石余が書き上げ

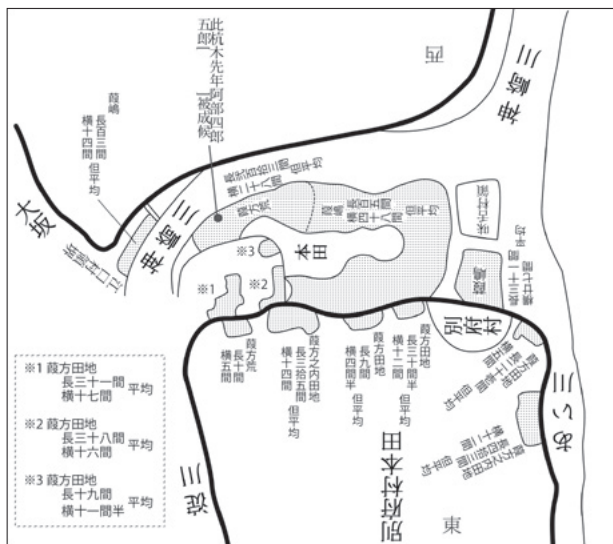


図3 延宝5年時点の別府村葭小物成場

延宝5年5月9日〔別府村葭方小物成絵図〕(茨田家文書)より作成

られている。内二割程度は砂入り地になり永荒とあるので、やはり川面に近い箇所は水を被ることも多かったのだろう。しかしながら、「外島」を中心に洲のかなりの部分が開発され、耕地化している様子をうかがうことができる。

一方、別府村の葭場を書き上げた「板倉周防守様葭方御検地帳写」からは、堤内外の葭場が小物成場として検地を受けたことが分かる。葭場はそれぞれ上葭・中葭・下葭に階級付けされて、高に結ばれていた。別府村の葭小物成場

は十一筆の葭場から成り立ち、面積は計五町三反五畝二四歩、分米は計三〇石七斗八升であった。

この葭場については、延宝五年（一六七七）の絵図【図3】から、おおよその位置を知ることができる。

葭場の大半は堤外に存在し、特に検地帳に「大嶋」と記された葭場（図中「本田」を取り囲む「葭嶋」と「葭方荒」を合わせたコの字形）が広く、面積三町一反七畝五歩と、葭場全体の六割を占めた。「此杭木先年阿部四郎五郎」「被成候」とあるのは、寛文五年（一六六五）に行われた、書院番組阿部正重らによる川筋見分の際、洲の端に杭木が打たれたことを指している。

なお、これらの葭場は、別府村の本田畑共々元は全て板倉領に属していたのだが、幕領の期間を経て、寛文九年に別府村が仙石久俊知行所になるにあたって、葭小物

成場だけが幕領のまま残された。幕領私領が錯綜する畿内においては、小物成の徴収権が個々の領主ではなく幕府の手に帰することは、ままあることだった。<sup>(11)</sup> 今回の事例では、区別の基準を本田畑か小物成場かということだけに置いて機械的に振り分けた結果、堤外でも本田畑の部分は仙石氏領となる一方、堤内の葎小物成場は幕領となり、新たな錯綜状態を生み出している点が興味深い。

### 【史料1】

仙石因幡守知行所

本田高八百式拾式石七斗八升壹合

摂州嶋下郡別府村

葎方小物成高三拾石七斗八升 但御定免五ツ成

此御納米拾五石三斗九升  
右ハ三分一御直段、毎年申村杓右衛門方へ銀納ニ仕候

右之通ニ式枚認申村杓右衛門様へ指上申候、御取次御手代三村甚助「」

延宝五年巳五月九日ニ指上ケ申候ひかへ

右は、【図3】の絵図に添えられた書付である。延宝五年と言えば、畿内では延宝検地が実施された年にあたる。とすると、この絵図は、検地に際して幕府代官中村杓右衛門へ提出するために作成したものと考えるのが妥当だろう。葎方小物成高は、五〇年ほど前の寛永六年の検地と全く変わっていない。成場の一部が田地化していることが絵図からうかがえるほか、面積にも増減はあったはずだが、延宝検地後も石高は据え置かれ、この数値は延享期まで利用され続けた。別府村をはじめ周辺の旧板倉領村々では、幕末に至るまで板倉時代の検地を基準値として扱い、検地

以降の新田高・永荒高等に関しては付帯事項として記す傾向にあるので、<sup>(12)</sup> 葭場もその一環と捉えるべきだろう。

## 二 幕府による堤外地利用規制

さて、前章では延宝検地段階までの別府村堤外地の利用状況を確認した。一七世紀初に築かれた古国役堤の外側には早くから洲が付き、比較的地面の状態が安定した場所については、田畑として開発されたのち別府村の本田高に結ばれた。また堤内外の湿地は、葭場として葭小物成を賦課されていた。このような堤外地の利用に対して、別府村が規制を受けたという記録は特に見つからない。寛永六年（一六二九）の検地以降も、川筋見分などで土地の利用状況について吟味を受ける機会があった。〈外島〉や葭島の存在が、神崎川の川幅を何十間も狭めていることは明らかではなのだが、寛永期の水準から大きく逸脱はしていないためか、問題視された様子はない。

ところが貞享期に入ると、この状況が一変することになる。幕府が畿内で行った河川整備事業にともない、治水政策の方針が大きく変更されたのである。

村田路人氏の研究<sup>(13)</sup>によると、貞享期以前の治水政策は、山間部からの土砂流出防止と淀川筋の川浚えに力が注がれていた。しかし、天和三年（一六八三）から貞享四年（一六八七）にかけて実施された貞享期畿内河川整備事業では、①木津川筋・宇治川筋・大和川筋の川幅拡張、②大坂内川筋（大坂の諸堀）の整備、③堂嶋川の堀り立てと新地取り立て、④安治川の開削と新地取り立てを目標としたより積極的な施策が、平野部の河川においても採用された、としている。堤外地関係では、天和三年の若年寄稲葉正休・大目付彦坂重紹・勘定頭大岡重里・河村瑞賢らによる調査見分を踏まえ、貞享二年十一月、老中から大坂町奉行を通じて、摂河両国の代官・領主に対して次のような方針が



伝えられた。

【史料2】<sup>(14)</sup>

一 淀川・大和川筋分大坂川口迄外嶋并深野・新開池ニ有之候嶋之分、何も所付取放、葭刈捨二いたし、并流作御  
停止ニ被仰付候

但、右之内高二□私領に相渡候処於有之者、此方へ可被申越候

一 川除之儀、本堤に計仕、外嶋の川除無用に致し、川端隈に不築出候様ニ可被申付候

一 川堤島々に有之柳・雑木堀取、葭刈捨二仕、并外嶋へ葭の根植、又はさし木仕候儀堅無用ニ可被申付事

(後略)

右の通達により、淀川筋・大和川筋の堤外地は、耕地・葭場・採草場としての利用が原則禁止されることとなる。

新方針の影響は顕著にあらわれ、別府村の場合、葭方検地帳に記載された葭場の内、「外嶋堤際」・「江口村際」・「大嶋」の大半が「高外葭小物成場ニ御座候処、貞享三寅年分葭捨ニ被仰付」<sup>(15)</sup>以降は葭捨場という扱いになった。刈り捨てとは、毎年四月・五月・七月・九月の四度、村に葭を刈らせることで、「葭を一定以上生育させない」ようにして「円滑な水行を図るための治水上の措置」<sup>(16)</sup>である。また、「大嶋」「外嶋堤際」の一部については「堤外高外荒場」<sup>(17)</sup>とされ、人為的に荒らす措置が執られた(図4)参照。すなわち、【図3】において古国役堤と〈外島〉よりも外側に描かれていた葭場が、全て葭捨場か荒場に指定されたということが分かる。

一方、古国役堤と〈外島〉の内側にあった葭方田地や葭方荒には、引き続き葭小物成が賦課された。従来別府村で

は、【史料1】にある通り、葎小物成高三〇石七斗八升に対して定納一五石三斗九升を毎年納めていた。しかし寛永六年葎方検地帳の裏表紙裏の書付によると、「外嶋分」の三筆（外嶋堤際・江口村際・大嶋）が葎捨場・荒場になったため、以降は三筆分と惣高の誤差を差し引いて、残り二石三斗六合（元禄二年（一六八九）以降は新検高二石五斗六升四合）を定納したとある。

斯くして葎場の大部分は利用を規制され、石高の上では八割五分減となった。もとより葎場が村の再生産にとって大きな割合を占めていた訳ではないとは言え、それでも収入源を一つ失ったことには変わりはない。

ただし、水行維持ための規制という観点から改めて考えると、この際の処置は厳しいようでいて、その実中途半端なものだったとも言える。たしかに堤外の葎場の大部分は利用できなくなったが、それでも古国役堤外の葎方田地三箇所が、規制を免れているのである。これらの土地が刈り捨てを免除された理由としては、私領の本田に囲まれた立地と、葎場の利用実態が関係していると思われる。

別府村の堤外の本田に関しては、実は（外島）もその外側二箇所の本田も、特に規制を受けることはなく、そのまま田地として差し置かれていた。先述の通り、堤外の田畑は石高一五一石余ある。神崎川の分流利口から長く伸びた洲は、川中に向かって大きく張り出しており、むしろ葎島以上の障害物として真っ先に規制して良いはずだ。

高の付けられた堤外地の内、私領の取り扱いに関しては、【史料2】一條目の但書にあるように、老中に判断を委ねるよう指示されていた。しかし実際のところ、貞享四年六月、大坂町奉行が提出した伺書に対する老中の回答は、

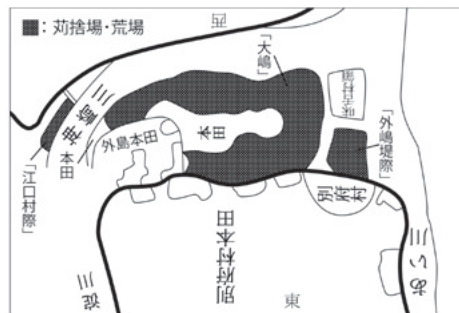


図4 貞享三年に定められた葎捨場・荒場

堤外であっても「本田二結候所ハ、先其通二而可被置候、是非水二障候ハ、其訳委細ニ御勘定頭江相談、伺之上差図次第可被申付候<sup>(19)</sup>」と、水行を著しく妨げない限り現況を容認するというものであった。<sup>(20)</sup>さらに〈外島〉は、周辺部と区別するかのようには、絵図では線で囲む描き方をされている点にも注目しておきたい。この線に沿って、水を防ぐための小堤防が廻らされていた可能性は高い。本来は、洲や島への川除・堤防設置も規制の対象なのだが、<sup>(21)</sup>私領の本田畑ゆえに、幕府は田畑の撤去や堤の取り崩しを容易に命じることはできなかったのだろう。

そしてそうであれば、四方を取り囲む本田が維持されているにもかかわらず、〈外島〉内の葭方田地を取り払う必要性は低い。代官に絵図が提出されている以上、葭場が一部田地として利用されているという実態も、ある程度把握されていたと考えて良いだろう。幕府は、高付された田地をあえて取り払うことはせず、毎年小物成の収入を得たのである。

斯くの如く、幕府の規制は徹底していたとは言い難いものではあったが、堤外地の利用に関する大きな方針転換が行われたことは確かであり、貞享三年に葭捨場に指定された葭島については、以後年々刈り捨てが続けられた。同様の経緯でこの時に葭捨場となった葭場は、他にも数多く存在していたと考えられる。<sup>(22)</sup>

しかしながら、この状況は長くは続かなかつた。早くも元禄六年には流作の全面禁止措置が緩和され、さらに同一年から同一二年に新たに実施された河川整備事業では、川筋各所における新田開発の奨励が謳われる。<sup>(23)</sup>元禄一年四月二十九日には、「淀川・大和川筋の普請実施にあたり、川筋に関して望みがある者、摂津・河内両国で新田開発の願いがある者がいれば、目付中山時春・小姓組永井直又・河村瑞賢らが京都に到着し次第出願せよ」という主旨の京都町触<sup>(24)</sup>が<sup>(24)</sup>出され、川筋開発に関する規制緩和の姿勢が一層明確になった。

規制の緩和が明らかになると、早速別府村の葭捨場・荒場についても開発を願う者が現れる。ここで注意しなくて

はならないのは、幕府は新田開発の希望者を募っているのであって、蒔捨場・荒場を葺場として再び利用する願いを受け付けるわけではない、という点だ。よって、蒔捨場・荒場を所持する村々は、その場所が田畑として開発可能であると訴えることで、利用権を獲得していく方法を採らざるを得なくなったのである。

### 三 堤外流作場の開発過程

#### 1 元禄十一年の新田開発願

元禄十一年（一六九八）七月二日、川筋見分のため上京した河村瑞賢ら一行へ宛てて、別府村の蒔捨場新田開発願が提出された。残念ながら口上書の本文は残っていないので、絵図などを参考に出願内容を検討してみよう。

【図5】は、開発願いの口上書に添付された絵図のトレースである。この時開発を願いだした土地は、位置関係から、貞享三年（一六八六）に蒔捨場・荒場に指定された場所全体だったと考えられる。かつての葺小物成場の範囲を一括して田畑に開発する目論見だったのであろう。

ところで、同じ頃、神崎川に関連してもう一つ別の動きが起こっていた。神崎川に悪水を落とす島上郡・島下郡村々による、川の付け替え訴願である。神崎川は、分流口から一里余りの間に大きく湾曲しており、「依之水湛、洪水ニハ神崎川より安威川江水込上ケ山川ともミ合、右村々堤切込皆損仕候、常水ニハ悪水拔之樋口を押、水損仕<sup>(25)</sup>」ることが問題となっていた。そこで、分流口左岸の江口村から下新庄村の前まで掘り替える案（【図6】参照）が、元禄十一年六月二七日付で出願された。前年一〇月にも、神崎川の水量調整を願う願書が大坂町奉行宛に提出されているが、川筋見分の機会に合わせ、さらに一步踏み込んだ提言を村々の側から行ったのである。結果的には、費用負担

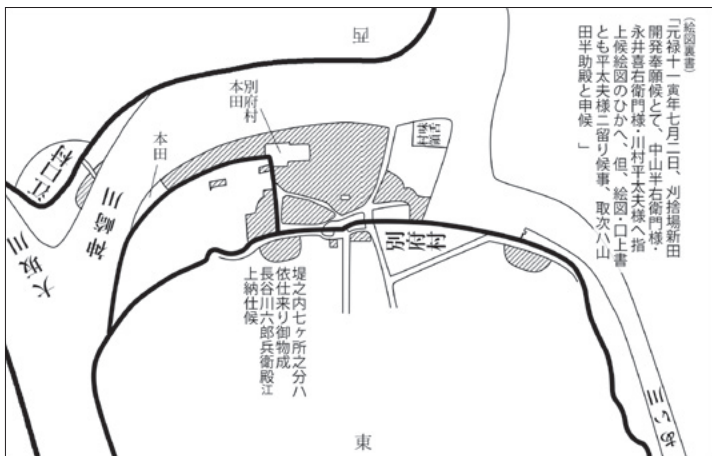


図5 元禄11年の新田開発願いの対象となった葭捨場・荒場（斜線部）  
元禄11年7月2日〔別府村刈捨場新田開発願絵図控〕（茨田家文書）より作成

の折り合いが付かず神崎川の直川化は断念されたが、もし実現していれば、別府村の葭島はもはや水先ではなくなり、より安定した耕地を得ることが可能だった。葭捨場新田開発の願書が神崎川付け替え願いと同時期に提出された裏側には、かかる地域の動向があったと見てよいだろう。

では、幕府の河川事業に乗じた新田開発願いは、果たして認められたのだろうか。「宝永年中堤外本田・流作場・小物成葭捨場・葭場・付洲・土取場等書上之留」<sup>(28)</sup>によると、宝永五年（一七〇八）時点の堤外地の利用状況は、【表】のようになる。同年には大坂町奉行大久保忠香が大規模な川筋見分を行っており、この書き上げは川筋村々が町奉行へ提出するために作成した書類の一つである。<sup>(29)</sup> 貞享三年以降起こった最も大きな変化は、「外島」の廻し堤（長さ六四八間）が補強され、宝永元年正式に「新国役」に仰せ付けられたことだ。<sup>(30)</sup> その結果、堤外の田畑の大部分が堤内扱いへと切り替わった。【表】の堤外本田五反一畝一〇歩は、新国役堤のさらに外側にある本田の合計である。

そして、開発済みの葭捨場は、「堤外流作」の二箇所であると分かる。葭捨場・荒場全体の開発を願いだしたものの、認められたのは一部だったことになる。但書に「宝永三戌年御願申上御見分之上流作仕」と記されているが、この見

表 宝永五年の別府村堤外地

種類	面積	但書	
A	堤外本田	5反1畝10歩	
B	堤外流作	5反5畝10歩	高外葎小物成場ニ而御座候処、貞享三寅年 <small>の</small> 苧捨ニ被仰付小物成差出し不申処、三年以前宝永三戌年御願申上御見分之上流作仕、見取之御年貢差上ケ申候
		1町4反4畝11歩	
B	苧捨場	5反4畝16歩	高外葎小物成場ニ而御座候処、貞享三寅年 <small>の</small> 苧捨ニ被仰付、尤小物成出し不申候
		4反6畝25歩	
		7反2畝18歩	
		3反4畝22歩	
		長124間×横平均15間	
B	付洲	長116間×横平均9間	流作之所江付候洲ニ而御座候
B	土取場	7反5畝13歩 内1反7畝池床	堤外高外荒場ニ而、先年 <small>の</small> 仙石右近殿下百姓共 <small>の</small> 堤修復之土取来申候
B	荒場	1反9畝15歩	堤外高外荒場ニ而、村中 <small>の</small> 土取場ニ仕置候

※宝永5年正月24日「宝永年中堤外本田・流作場・小物成苧捨場・葎場・付洲・土取場等書上之留」（茨田家文書）より作成。Aは旗本仙石氏知行所、Bは幕領。

※この史料の宛先は大坂町奉行所、差出人は「仙石右近殿知行所別府村庄屋平六、同村年寄庄兵衛、古川武兵衛殿御代官所同村小物成地主順昌、同村 [ ]」である。

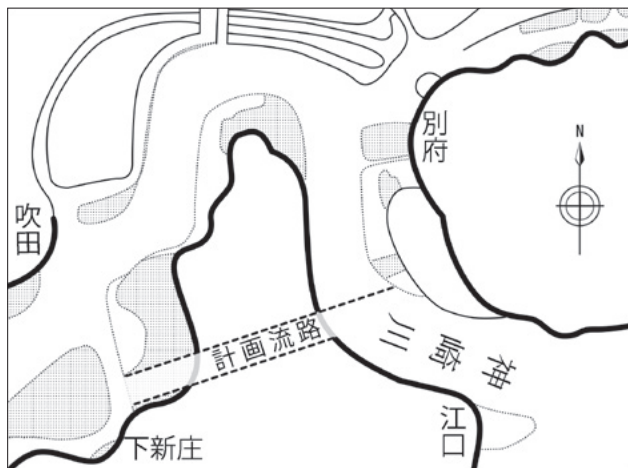


図6 神崎川の付け替え計画

「江口村下手の大道新家上手迄神崎川違之図」（茨田家文書）より作成

分は、年貢収納が可能となる程度に開発が進んだことを確認するための見分を指す。開発の認可自体は、さらに数年前に下りていたと考えられる。流作場の「見取之御年貢」は宝永四年から納められている。<sup>(31)</sup>

## 2 正徳五年の新田開発願い

続く正徳五年十一月（一七一五）には、宝永期に開発を認められなかった箇所について、新たな新田開発願いが提出された。こちら願書自体は現存していないので、添付の絵図を元に当時の状況を再現していこう。

### 【史料3】<sup>(32)</sup>

正徳五年末十一月

仙石兵庫殿知行

別府村

願人半平印

鈴木九太夫手代

萩原弥五郎印

鈴木九太夫様開残り開発之義大坂へ被仰達、未十一月与力中水行之見分ニ御出之節、九太夫様被遣候絵図ニテテ横間数無之二付、認直シ差上候得と御与力中御差図ニ而、則如此式枚相認差上候処、同月廿九日ニ西御番所へ被召出、水行のかまいハ無之候よし被仰渡、□方差上候絵図、壹枚ハ御番所ニ御留被成、壹枚ハ水行かまい無  
 「<sup>1</sup>」<sup>2</sup> け張紙被成候而此方へ御渡被成候、尤何時ニ而も御用地ニ成候ハ、差上ケ可申旨「<sup>3</sup>」

与力瀬田専右衛門殿・吉田宇右衛門殿

【史料3】は、正徳五年一月に提出された絵図の裏書である。ここからは出願後の経緯が分かる。

別府村の開発願人半平は、宝永期の開き残りの開発を代官鈴木九太夫へ願い出た。しかし鈴木は代官の手限りで判断することはずせず、撰河の川筋支配を担う大坂町奉行の了承を得るため、これを大坂へ届け出ている。願書を受け付けた奉行所は、担当与力二名を現地へ派遣した。与力による見分の目的は、開発予定地が「水行のかまい」にならないかどうかを確認することにあつた。見分終了後の一月二九日、願人と代官手代を奉行所へ召し出し、当該箇所が開発は水行を妨げないと判断したことを通知している。右の事例からは、堤外地を開発するにあたっては、①幕領における新田開発は代官が認可を与える、②ただし堤外地の場合は河川への影響が懸念されるため、水行の差し障りの有無だけは大坂町奉行が判断する、と二段階の承認を得る必要があつたことが分かる。

では、この時開発願いが提出されたのは、具体的に堤外のどの箇所についてなのだろうか。【図7】は、願書に添えられた絵図をトレースしたものである。正徳五年の新田開発願いは「開残り開発」を趣旨としていることから、この絵図では、宝永期に開発が済んだ箇所を明記してくれている。図中「小物成菟捨場ノ内亥年開発仕候御見取場」と記された、神崎川沿いの二箇所が開発済みの流作場となる。亥年は宝永四年（一七〇七）を指し、前掲【表】によると、それぞれ北側が面積一町四反四畝一歩、南側が五反五畝一〇歩の土地だと分かる。

とすると、開き残りにあたるのは、平均間数だけが記された三箇所（①②③）と「別府村支配荒場」二箇所ということになるが、この時開発を願い出たのは前者のみだったと推測される。葭島と荒場をわざと別の色で塗り分けていることと、【史料3】で、絵図には開発予定地の縦横間数を記入するよう大坂町奉行所与力が要求していることから、間数の記載がない荒場が開発願いの範囲に入っていたとは考えにくい。享保三年（一七一八）以降の免定・



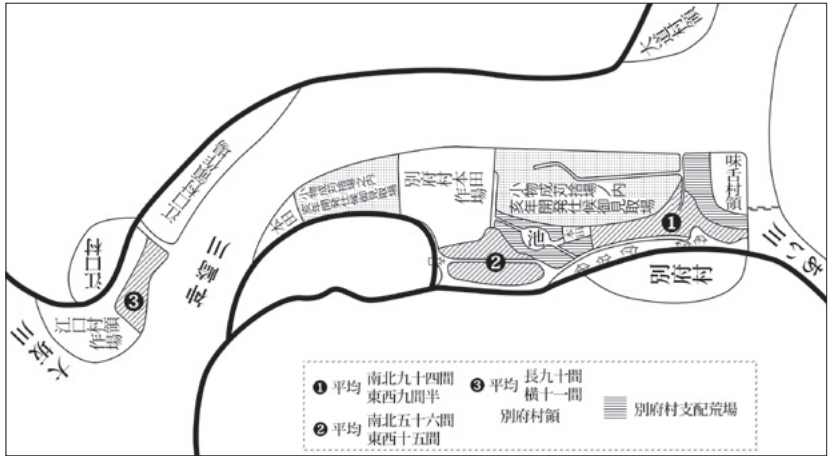


図7 正徳5年に新田開発を願い出た苜捨場（図の右方向が北）  
 正徳5年11月〔別府村苜捨場開き残り開発願絵図控〕（次田家文書）より作成

皆済目録には、五反歩の開添が計上されており、これが元の苜捨場三筆分にあたるのだろう。こうして、貞享期に苜捨場となった葭島は、二度の新田開発を経て全て流作場として開かれたのである。

### 3 享保初年頃の堤外地利用実態

それでは、苜捨場開発後の別府村堤外地の姿を、享保三年（一七一八）作成の絵図【図8】で確認しておこう。

享保三年は、幕府中央の指示を受けた大坂町奉行が、再び川筋調査を行った年である。<sup>(34)</sup> 元禄六年（一六九三）の規制緩和以降、流作場の増加にともなって、禁止されている川除・囲い堤の設置や苜捨場の年四回の刈り捨て不徹底が目立つようになった。そのため幕府は、堤外地利用を再度制限する方向へ政策の方針転換を図り、享保三年三月には、大坂町奉行が代官手代と私領の役人を召し出して、堤外の流作停止を含む新しい方針を伝えている。<sup>(35)</sup>

【図8】は、その際の大坂町奉行の指示に従って提出された、別府村堤外地と川筋を描いた絵図である。図中「鈴木九太夫支

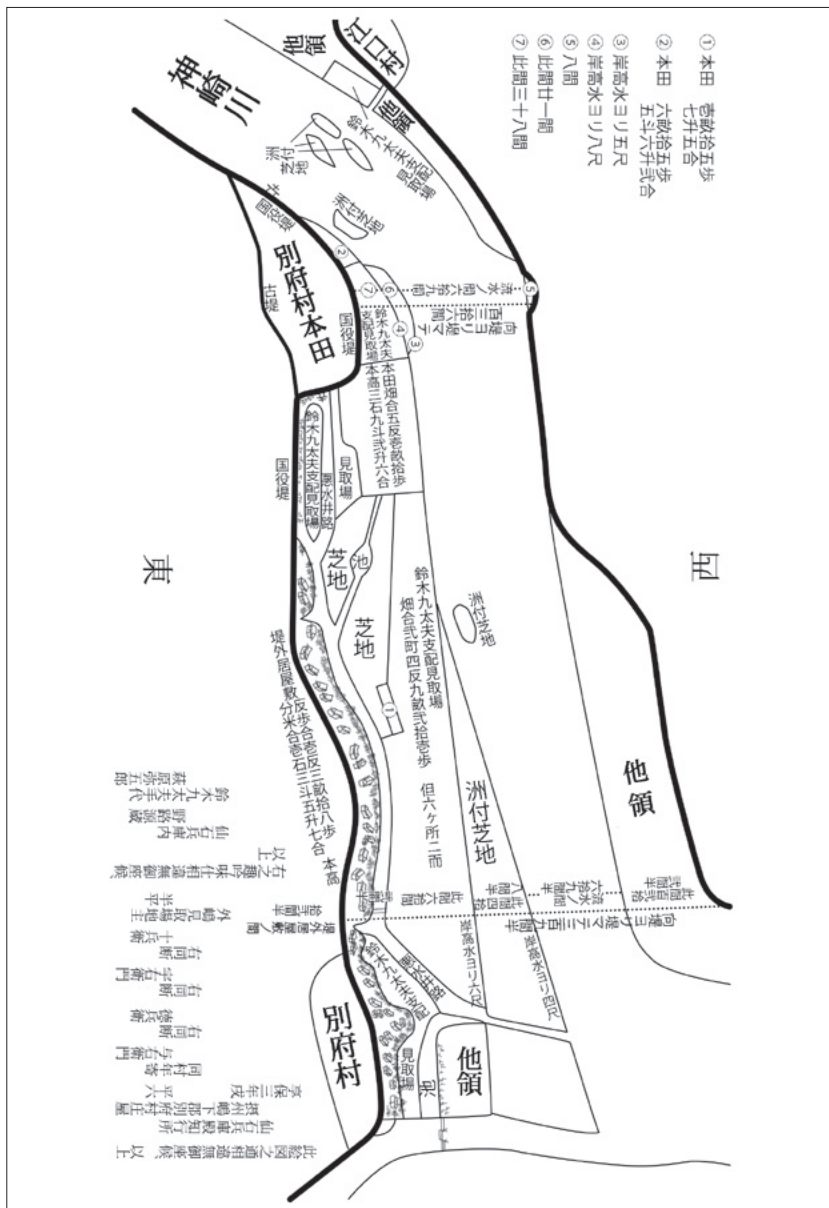


図8 享保初年頃の別府村堤外地の状況

享保3年〔別府村堤外田畑・芝地絵図〕(茨田家文書)より作成

配見取場」とある箇所が、二度の新田開発で開かれた流作場に当たる。堤外地利用の再規制は同年八月には撤回されるので、結局流作場が取り払われることはなく、【図8】の状態は維持されたと見て良いだろう。<sup>(36)</sup>

ところで、正徳五年に（一七一五）開発願いが出されなかつた荒場二箇所について、ここで少し触れておこう。この荒場は、正徳期以降も耕地として開発されることはなかつた。開発に適した場所ではなかつたのだと考えられる。現在は神崎川の流路自体が変わり、元葭場も元荒場も等しく均されたため、識別することは難しいが、例えば前掲【表】で「土取場」は一部が「池床」と記されている。【図8】中央の「芝地」が【表】の「土取場」にあたるので、芝地の中に丸く描かれているのがその池だろう。またもう一箇所の荒場は、【図7】では「別府村支配荒場」だが、【図8】では「池」と記されている。これについては、かつてはこの場所が安威川の流路の一部であったという主張もあり、荒場とは言うものの、半ば水に浸かつた状態だったのかもしれない。つまり貞享期に荒場に指定されたのは、葭捨場と比較して、より低い湿地部分だったと考えられるのである。

これら二箇所の荒場についても、堤防と流作場の間を埋め立てることができれば、開発は可能だっただろう。しかし【図7】【図8】に描かれている通り、〈外島〉北端には樋があり、そこから葭島の間を通って神崎川へ悪水が落とされていた。この井路の存在は、寛文期から確認できる。<sup>(38)</sup> 悪水を川筋のどの位置へ落とすかは、島上郡・島下郡の村々の間で幾度も争論になってきた問題で、一村の都合でたやすく変更できることではなかつた。<sup>(39)</sup> 耕地が多少増えることよりも、悪水井路の維持が優先されたのは、地域の水利事情から考えると致し方ないことだろう。

なお、開発を認められた流作場も、生産力の面ではやはり不安定だった。享保一一年頃作成の「神崎川筋撰州嶋下郡別府村御見取場御年貢上納覚」<sup>(40)</sup>によると、宝永四年（一七〇七）から享保一〇年の一十九年間で「水損皆無」の年が四度あり、作付面積が記載されている正徳五年以降で流作場全体から収穫できた年は一度もない。各年の見取米は二

斗五升から七斗程度で、享保八年までは毛付一反につき六升取り、同九年以降は七升取りとなっている。

以上、本章では、別府村の堤外地開発について順を追って見てきた。貞享期の堤外地利用規制が元禄期以降緩んだことで、苧捨場の中でも比較的開発に適した場所から開発が進んだことが分かる。堤外地の書上や新田開発願いの提出にあたっては、貞享期に苧捨場・荒場に指定されたこと、かつて小物成場として検地を受けた場所であることが、常に書き添えられた。苧捨場や荒場になると村はその土地を利用できなくなるが、所有権自体を失う訳ではない。ただ、多くの堤外地は村境に生じるため、一度所有関係や境界が曖昧になってしまうと、後から証明することは非常に難しい。よって、堤外地を有する村々においては、苧捨場・荒場指定後も村で管理を続けてきたという関係の連続性を前面に押し出し、それを一種の実績とすることで、堤外地の所有権・開発権を強く主張したと考えられる。

#### 四 別府村新田の成立

ところで、ここまで検討してきた別府村の堤外地は、一体どのように経営されていたのだろうか。堤外地の中でも本田については、一貫して旗本仙石氏領の別府村本田として扱われた。一方幕領の葭小物成・流作場に関しては、当然本田とは別に年貢免定の発行を受けるのだが、その宛名には、村だけではなく、「見取場主」「地主」といった肩書きが付された個人名が見受けられる。<sup>(41)</sup>これらの人物については、別府村内の有力者であるらしいこと以外、地位や繋がりなどは明らかでないが、一連の関係史料から得られる情報を総合すると、次のようになる。

①元禄十一年（一六九八）七月作成の絵図【図5】には、「堤之内七ヶ所之分ハ、依仕来御物成長谷川六郎兵衛殿江上納仕候」という書き付けがあり、その上で「堤之内七ヶ所」の葭小物成場と他の部分（苧捨場・荒場）を区

別せず、全体を単色で塗りつぶして新田開発を願っている。

②宝永五年（一七〇八）正月の堤外地書上（〔表〕）の差出人に、「同村小物成主順昌」の名前がある。

③正徳五年（一七一五）十一月の【史料4】で、「開残り開発之義」を願ったのは、「別府村願人半平」である。

④享保三年（一七一八）作成の絵図【図8】の差出人に、「外嶋見取場地主半平」の名前がある。

⑤享保七年以降は、「別府村順信」が、葎小物成と流作場の年貢を一括収納している。<sup>(42)</sup>

以上の五点からは、次のような筋立てが可能だろう。すなわち、貞享三年（一六八六）に葎島の刈り捨てが指示された後、宝永年間までの間に、堤内七箇所（別府村）の葎小物成場は村持から「小物成主」の個人所有へと変わった。一方葎場については、元禄十一年に新田開発を願ったのが村か個人かは不明だが、宝永五年の堤外地書上（〔表〕）で幕領部分の代表が小物成主とおそらくは別府村村役人であることから、当時の流作見取場は小物成主か村のどちらかが所有していたと思われる。その後、正徳五年の開発願人の半平が、流作場全体を取得し、「見取場地主」となった。そして享保七年以降の流作場の免定、さらに流作見取米と定葎小物成の皆済目録の宛名が、「別府村順信」だということ、その頃から「小物成主順昌」の縁者が、葎小物成場に加えて流作場をも所有するようになったのである。

この推測を裏付ける史料としては、延享三年（一七四六）八月作成の絵図【図9】を挙げることができる。図中の番号「一」～「十一」は、「小物成主久右衛門」が一括して所持する土地を指している。「流作」二箇所は、小物成主とは別の地主が所有した石高三石二斗三升二合の新しい流作場である。<sup>(43)</sup>

しかしながら、実のところ延享三年の絵図は、小物成主が葎小物成場と流作場を支配している様子を描いた最後の史料でもある。寛延元年（一七四八）以降は、「葎小物成」「見取場」、そして「荒場」の名前を史料上確認することはできない。それと入れ替わりに現れるのが、「新田地主」が支配する高一石八斗七升一合の「別府村新田」で

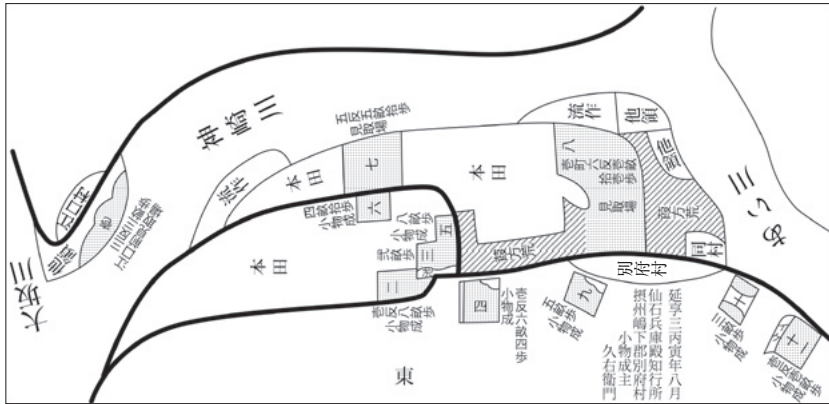


図9 小物成主の所有地

延享3年9月〔別府村小物成場・堤外見取場絵図〕(茨田家文書)より作成

ある<sup>(44)</sup>。この別府村新田は、文化元年(一八〇四)の検見に関する書留に反別三町五反一八歩とあり、【図9】の一筆の面積の合計三町三反四畝五歩に近い。位置関係も【図9】とおおむね一致している<sup>(46)</sup>。つまり、計一筆の葎小物成場・流作場と荒場は、延享末年頃に「別府村新田」へそっくりそのまま置き換わったと考えられるのである。

この地目の変更について、何をもつて新田の成立とするかは、『地方凡例録』<sup>(47)</sup>の記述が参考になるだろう。同書「流作場之事」では、流作場を「囲畔もなく用水一面に掛る地所に稲作を仕付ける分ハ、反別の改めを受、流作場と唱えて年貢を納む」と定義付けると同時に、そのような「不定の作場」が「追々地高に成り、地馴て用水掛りの仕方もありて、新田にも成るべき趣ならば、小堤等を築廻し、追て高入にも致」す、と述べている。流作場と新田とを明らかに区別している訳だが、別府村新田の場合もこの定義を当てはめることができる。延享三年までの流作場には高が付けられていなかった。だが、寛延元年以降の免定では、別府村新田の一部として高付けされている。また、それにともない、年貢の収納方法も定額の葎小物成と見取米というかたちを止めて、新田全体への免付けが行わ

れるようになった。御伝馬宿掛米・六尺給米・御蔵前掛銀のいわゆる高掛三役も新たに賦課されている。さらに、流作場では禁止されている囲い堤が、新田化にあたって認められた可能性がある。文政期に別府村は川向かいの味舌下ましたしも村と土取場の所有権について争うのだが、味舌下村は「八作請地新田（別府村新田）御高拾八石余之内、同所囲堤外ニハ少しも無御座候」と主張しており、囲い堤の存在はすでに自明のこととして扱われている。堤が築かれてからある程度の年月が経っていると考えても、差し支えはないだろう。

高入と築堤という形式を踏まえることで、別府村新田は新田として成立したのである。<sup>(49)</sup>

## おわりに

本稿では、神崎川筋の堤外地について、葭場としての利用が始まった一七世紀前半から、一八世紀中葉に新田が設定されるまでの経緯を中心に検討した。堤外の葭場は貞享期にいったん荻捨場・荒場となるが、元禄期以降の規制緩和にもない、段階的に田畑として開かれていった。三方を河川に囲まれ、山林を有していない別府村にとって、新しい耕地を入手する手段は非常に限られている。幕府の治水政策の方針に従いつつも、新田開発奨励の好機を逃すことなく堅実に開発は進められたものと思われる。

村人が荻捨場・荒場の開発を願い出るにあたっては、かつての葭場とそれ以外の新しい洲は明確に区別されていた。開発予定の洲が水行の妨げにはならないと主張する際に、以前その土地を葭場として使用していたという来歴がある方が、全く新しい場所よりも受け入れられやすかったと考えられる。開発を進めることで、水害の危険や排水路の障害が発生する可能性は否定できない。幕府や個別領主だけでなく、水利関係をともにする近隣の村々を納得さ

せるためにも、開発予定地は、はるか昔から存在していた村の所有地であることが望ましかった。加えて古くからの所有権を示すことで、優先的に開発を行うこともできただろう。

ただし、これを逆から見れば、村と繋がりが無い土地に関しては、優先権を有しないということでもある。紙幅の都合上本稿では取り上げなかったが、早い時期に形成された洲や島の外にも当然新たな洲は付く。享保期に作成された【図8】には、すでにいくつかの新しい洲や小さな島が描かれている。これらの土地を利用しようとすれば、隣村や川向かいの村を相手に所有権を勝ち取る必要がある、しばしば争論のもととなった。<sup>(50)</sup> 享保改革期に大規模な新田開発を推し進めた利根川下流域などは違い、同時期の淀川中流域や神崎川では、すでに堤外で開発可能な箇所はあらかた開かれてしまい、<sup>(51)</sup> ごく小規模な土地の権利を争わざるを得なかった。加えて、洲や島の増加によって、ますます水利との折り合いの付け方が困難になっていくのだが、こうした問題については今後の課題としたい。

〔註〕

- (1) 木村礎校訂『田高田領取調帳』（東京堂出版、一九九五年）。
- (2) 『寛政重修諸家譜』（続群書類従完成会、一九八〇～八一年）、『摂津市史史料集第一号 明治十二年「村誌」』（摂津市、一九七八年）
- (3) 堤家の史料は、縁戚関係にあった河内国茨田郡門真三番村茨田家の文書群の中に収められている。茨田家文書の閲覧にあたっては、同文書を所蔵する門真市立歴史資料館の常松隆嗣氏にお世話になった。
- (4) 『神安水利史 本文編』（神安土地改良区、一九八〇年）二一〇～二二三頁、『吹田市史』第二卷（一九七五年）二〇八～二二三頁など。畿内以外の地域では、主に享保改革と関連した関東における流作場開発について、大谷貞夫「元文―延享期関東における流作場検地」（『成田山教育文化福祉財団研究紀要』二号、一九七〇年一月、のち大谷『近世日本治水史の研究』雄山閣、



一九八六年に収録)、大石学「享保改革期における流作場開発政策と村落―下利根川流域野木崎村を中心に―」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五十四年度、一九八〇年三月、のち大石「享保改革の地域政策」吉川弘文館、一九九六年に収録)、松尾公就「享保改革末期の新田政策」(北島正元編『近世の支配体制と社会構造』吉川弘文館、一九八三年)、大関久仁子「常州桜川流域における流作場新田検地」(『土浦市立博物館紀要』第一号、一九八九年)などがある。また、堤外の事例ではないが、多摩川沿岸の低地開発について、清水祐介「近世中・後期における低地部の開発と景観―粟之須村を中心として―」(原田信男編『地域開発と村落景観の歴史的展開―多摩川中流域を中心に―』思文閣出版、二〇一一年)。

- (5) 村田路人「一七世紀摂津・河内における治水政策と堤外地土地利用規制」(『枚方市史年報』第十一号、二〇〇八年)、同「近世の淀川治水」(山川出版社、二〇〇九年)、同「堤外地政策からみた元禄・宝永期における摂河治水政策の転換」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』第五〇巻、二〇一〇年三月、以下二〇一〇aと表記)、同「享保初年における幕府派遣役人の上方川筋見分・普請と堤外地政策」(『枚方市史年報』第十三号、二〇一〇年四月、以下二〇一〇bと表記)。

- (6) 作成年代未詳、『摂津市史』史料編二(摂津市役所、一九八二年)一七六―一七七頁。

- (7) 茨田家文書。

- (8) 明治末年頃作成か(旧字図)、摂津市所蔵。

- (9) 茨田家文書。この帳面が作成された背景には、当時行われた畿内の川筋見分があると考えられる。前掲註(5)村田二〇〇八によると、承応二年五月二三日、老中の指示を受けた大坂町奉行は、摂河の大河川沿いに所領を持つ領主に対して河川の奉行の妨げとなる葎の刈り捨てを行う旨を通知し、それを受けた各領主は堤奉行へ、葎高ならびに過去五年間(慶安元年から承応元年)の葎小物成の書上を提出している。「川畑田畑帳」に挟み込まれた「指上ケ申外嶋田畑高之覚」が提出の書上に該当するだろう。本来田畑の部分は無関係だが、外嶋田畑として記載されている。

- (10) 前掲註(5)村田二〇〇八、同二〇〇九に同じ。

- (11) 安岡重明「日本封建経済政策史論」(有斐閣、一九五九年)、脇田修「近世封建制成立史論」(東京大学出版会、一九七七年)、藪田貫「近世畿内所領構成の特質」(『ヒストリア』第七三号、一九七六年。のち藪田「近世大坂地域の史的研究」清文堂、二〇〇五年に収録)、岩城卓二「村高をめぐる公儀と百姓―国役賦課を中心に―」(『ヒストリア』第一二五号、一九八九年)。

- (12) 天明七年「二津屋村明細帳」(『撰津市史』史料編二、四五～四八頁)。慶応四年太中村「諸事付込改写帳」(同史料編三、一九八三年、四〇二～四〇五頁)。
- (13) 前掲註(5) 村田二〇〇八、同二〇〇九に同じ。
- (14) 『八尾市史』史料編(八尾市役所、一九六〇年)五四九頁。
- (15) 宝永五年正月二四日「宝永年中堤外本田・流作場・小物成苧捨場・葭場・付洲・土取場等書上之留」、茨田家文書。
- (16) 前掲註(5) 村田二〇〇八に同じ。
- (17) 前掲註(15)に同じ。
- (18) 前掲註(7)に同じ。
- (19) 「川筋御用覚書」(『大阪市史』第五、大阪市、一九二一年、二七八～二八一頁)。
- (20) 前掲註(5) 村田二〇一〇aに同じ。
- (21) 「川筋御用覚書」(『大阪市史』第五、二八四頁)。
- (22) 例えば、元禄五年十月唐崎村「口上之覚書并証文之写書付指上ケ申覚」(『高槻市史』第四卷(二)、高槻市役所、一九七九年、三二九頁)、宝永二年十月下嶋村「乍恐口上書差上申候」(『枚方市史』第八卷、枚方市役所、一九七一年、三七～三八頁)。
- (23) 元禄六年の規制緩和と元禄期畿内河川整備事業の詳細については、前掲註(5) 村田二〇一〇a参照。
- (24) 京都町触研究会編『京都町触集成』第一卷(岩波書店、一九八三年)五三頁。
- (25) 元禄一年六月二七日「乍恐口上書申上候」(『神安水利史』史料編上、神安土地改良区、一九七二年、一一六～一二七頁)。
- (26) 元禄一〇年十月「乍恐追テ御訴訟申上候」(『神安水利史』史料編上、一一五～一一六頁)。
- (27) 『神安水利史』本文編八四、八五頁。
- (28) 前掲註(15)に同じ。
- (29) 宝永五年の川筋見分の概要については、前掲註(5) 村田二〇一〇a参照。
- (30) 前掲註(6)に同じ。
- (31) 享保一年頃作成か「神崎川筋撰州嶋下郡別府村御見取場御年貢上納覚」、茨田家文書。正徳五年一月(別府村苧捨場開き

残り開発願絵図控」、茨田家文書。

(32) 前掲註(31)〔別府村苅捨場開き残り開発願絵図控〕。

(33) 茨田家文書。別府村堤外地の年貢免定・皆済目録は、正徳四年以降幕末まで断続的に残存している。

(34) 享保初年の川筋見分と堤外地政策の変化の詳細については、前掲註(5)村田二〇一〇b参照。

(35) 「川筋御用勤書」〔大阪市史〕第五、二六八～二六九頁)。

(36) 享保三年八月一六日〔外嶋作付御赦免之時御書出控〕、茨田家文書。流作停止を撤回する老中奉書の指示が、大坂町奉行から代官へ伝えられ、代官鈴木九太夫はその内容を廻状で支配下の村々に伝達したことが分かる。

(37) 文政一〇年二月味舌下村「鮎川古川床出入一件留帳」〔撰津市史〕史料編二、四九七～五〇一頁)。

(38) 寛文一二年四月「三ヶ村悪水井路・鳥飼井路絵図」、茨田家文書。

(39) 当該地域では、川の水量への影響が少ない地点に悪水を落とすため、各水利組織が耕地から遠く離れた場所まで水路を引き、時には伏越樋で立体交差する複雑な水利体系が形成されていた。『神安水利史』本文編を参照のこと。

(40) 前掲註(31)「神崎川筋撰州嶋下郡別府村御見取場御年貢上納寛」。

(41) 前掲註(33)に同じ。

(42) 前掲註(33)に同じ。別府村の幕領に関しては、葎小物成は毎年定額を支払うため、流作場の分だけ免定が発行される。皆済目録については、定葎小物成と流作見取米を併せた一通が発行された。享保五年までは皆済目録しか残っていないため、免定の宛名は不明だが、皆済目録の宛名は全て別府村庄屋・年寄・百姓宛だった。享保七年以降は、「別府村順信」宛の流作場免定と、同人宛の定葎小物成・流作見取米の皆済目録が発行されており、享保六、七年頃に変化があったと見られる。

(43) 前掲註(33)に同じ。享保一二年からは、新しい流作場部分だけの単独の免定が登場する。よって、この頃免定は小物成主宛と新たな流作場地主(篤十郎)宛の二通が発行されていたと考えられるが(同時期の小物成主分の免定は残っていない)、皆済目録の方は二名分を一通にまとめたものが残っており、宛名は再び別府村宛となっている。

(44) 前掲註(33)に同じ。

(45) 文化元年「江戸表分御添御検見二付諸事書留」、古木茂家文書。本稿では撰津市所蔵の写真版を使用。

- (46) 享和二年一〇月「小堀縫殿様御病氣ニ付御代検大坂御代官木村周藏様差上候<sup>1</sup> 龜絵図写」、天保一〇年四月二十六日〔實物入田畑 龜絵図控〕等、茨田家文書。別府村新田の絵図はごく簡略化された<sup>2</sup> 龜絵図しか見つかっていないが、小物成場・流作場だけではなく荒場もあきらかに新田の領域内に含まれている。【図9】十一筆の合計値と前掲註(45)に差があるのは、荒場の分か。
- (47) 大石慎三郎校訂『地方凡例録』上巻(近藤出版社、一九六九年)、一一九頁
- (48) 前掲註(37)に同じ。実際には、江口村際など囲い堤の外にも別府村新田の田畑は存在する。
- (49) 前掲註(4) 大石論文では、代官が村民に対して、流作場が高請になると諸役負担がかかって不利であることを示し、高入を免除するかわりに永納の額を増やすよう要求した事例があげられている。別府村新田の場合も、高入にともない負担は確実に増えている。新田の設定が小物成主の本意によるものであったかどうかは、あきらかでない。
- (50) 例えば、神崎川・安威川合流点付近にできた面積二反歩の島をめぐる<sup>3</sup> には、宝暦七年に別府村・味舌下村・北大道村・西大道村・南大道村の間で争論が起きている。この島は村境かつ島下郡・西成郡の郡境に存在し、五か村の領主も幕領・下総国古河藩領・旗本仙石氏領と異なるため、問題がより複雑化した。宝暦十年、大坂町奉行の裁許によって五か村立会の島となった。〔神安水利史』本文編二二二頁、同史料編(上)、一八七―一九一頁〕
- (51) 〔神安水利史』本文編二一〇頁によると、新田開発の大半は宝永五年の川筋見分を契機に実施されている。

(大学院博士後期課程学生)

## SUMMARY

Shift in Use of Waterside Lands in Early Modern Japan:  
The Case of Lands along the Kanzaki River in Settsu Province

Saki KATAYAMA

Waterside lands were among the most intensively used and developed agricultural terrains in early modern Japan. The term ‘waterside lands’ refers here to areas on outer sides of levees built around settlements, more specifically to riverbanks, shoals, and islands. These were grounds particularly prone to flooding and erosion, but for numerous villages situated along rivers, that had neither mountains nor woodlands of their own, they provided a seldom opportunity to reclaim new land.

This paper investigates the process of land usage and development on the banks of the Kanzaki River in the Village of Befu (*Befu-mura* in Japanese), Shimashimo District, Settsu Province (now Settsu, Osaka Prefecture), a settlement surrounded on its three sides by flowing waters. In 1610, promptly after levees were erected in Befu along the Kanzaki River, a shoal began to form on their waterside. A part of it was transformed into agriculture area by 1629. The remaining swamps were used as common land to grow reeds, and taxed with a fixed rate *ko-mononari* tax. After new stricter water regulations were enforced by the Shogunate in 1686, the whole swath of riverfront grounds was banned from use. Nonetheless, the restrictions were subsequently eased in favor of a policy promoting reclamation of new agricultural lands. The reed bed was gradually converted into fields, until it became one contiguous arable area, known to locals as *Befu-mura Shinden* (‘shinden’ is Japanese for ‘newly reclaimed field’), in 1747.

Due to their proximity to rivers, villages that owned waterside lands were frequently exposed to flood damage. Shoals and islands may have been a source of new fields, but they also made riverbeds narrower and obstructed water flows, increasing the danger of flooding even further. In case of Befu, the village basically followed water regulations set up by the Shogunate, yet used any possible opportunity to apply for permission to reclaim new agricultural fields, which resulted in their steady development. At the same time, in order to avoid criticism from other settlements that shared the same water resources, the land for expansion was claimed as having been in use by the villagers for many years to grow reeds.